平成２６年（フ）第２４１号
大分県別府市平田町13番８号
債務者　野中　　健
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
鹿児島県姶良市平松4412番地１
債務者　臼井　政枝
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
鹿児島県霧島市隼人町小田489番地１　マリンハイツⅡ小田Ｂ棟
債務者　上田　　洋
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
鹿児島県姶良市西餅田71番地10
債務者　相徳　敦美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
鹿児島県霧島市隼人町内1066番地２
債務者　藤田　達郎
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目７番49―205号　クリスタルハーモニー
債務者　松原　　匠
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１２００号
埼玉県川口市大字里578番地の８　シーズガーデングリーンパティオ211号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０１号
埼玉県川口市大字里578番地の８　シーズガーデングリーンパティオ211号
債務者　田中記久乃（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１２号
さいたま市岩槻区大字浮谷2508番地
債務者　岩井　貴信
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
和歌山県御坊市熊野93番地
債務者　田中　　弘
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第９３号
茨城県日立市大久保町４丁目14番14―203号
債務者　大門　達矢
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２２２号
広島県福山市蔵王町3220番地　ハイツ蔵王435
債務者　小林　政治
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２３号
広島県福山市蔵王町3220番地　ハイツ蔵王435
債務者　小林　照美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１３３号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2441セカンドハウス10号室
債務者　中屋敷慶子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６０４号
北九州市八幡西区青山２丁目10番22号　206
債務者　大熊　賢二
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１４号
北九州市若松区白山２丁目11番33号
債務者　本永　砂織
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部